資料　2

「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」前文（案）

誰もがみな、その人らしく、心豊かな生活をする権利を有している。誰もが、自らの決定・選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは、障害の有る無しにかかわらない。

その人の障害の有る無しにかかわらず、ある人が、地域生活において、当たり前に活動や社会参加をするにあたって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、全国にさきがけ、国際連合で採択された障害者権利条約がめざす、障害を理由とするいかなる種類の差別もない、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、基本的人権の主体であって、社会の一員として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現をめざし、ここに「さいたま市ノーマライゼーション条例」（仮称）を制定する。

（修正案）

誰もがみな，その人らしく，人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが，本来，自らの決定・選択に基づいて，社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは，障害の有る無しにかかわらない。

その人の障害の有る無しにかかわらず，ある人が，地域生活において，当たり前に活動や社会参加をするにあたって，何らかの制約を受けることがあるとすれば，憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。障害の有る人にも，障害のない人にも同じように，それぞれの基本的人権を有しており，それは，誰も侵すことができない。

さいたま市は，全国にさきがけ，国際連合で採択された障害者権利条約がめざす，障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現をここに宣言する。そのめざす社会は，人として当たり前の権利と自由を，障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。さいたま市民は，障害の有る無しにかかわらず，誰もが，基本的人権の主体であって，社会の一員である。そのさいたま市民が，誰も侵すことができない基本的人権の主体として，尊厳をもって，未来にわたって，安心し，安全に地域で生活できる社会の実現をめざし，ここに「さいたま市ノーマライゼーション条例」（仮称）を制定する。